

## 平成十七年法律第八十五号

流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律

### 目次

- 第一章 総則（第一条・第二条）
- 第二章 基本方針（第三条）
- 第三章 総合効率化計画の認定等（第四条—第七条）
- 第四章 流通業務総合効率化事業の促進（第八条—第十二条）
- 第五章 雑則（第二十六条—第二十九条）
- 第六章 罰則（第三十条・第三十一条）
- 附則

### 第一章 総則

#### （目的）

この法律は、最近における物資の流通を

めぐる経済的社会的事情の変化に伴い、我が国

産業の国際競争力の強化、消費者の需要の高度

化及び多様化への対応並びに物資の流通に伴う

環境への負荷の低減を図ることの重要性が増大

するとともに、流通業務に必要な労働力の確保

に支障が生じつてあることに鑑み、流通業務総

合効率化事業について、その計画の認定、その

実施に必要な関係法律の規定による許可等の特

例、中小企業者が行う場合における資金の調達

の円滑化に関する措置等について定めることに

より、流通業務の総合化及び効率化の促進を図

#### （定義）

この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それそれ当該各号に定めるところによ

る。

第一条 この法律において次の各号に掲げる用語

の意義は、それそれ当該各号に定めるところによ

る。

第二条 この法律において次の各号に掲げる用語

の意義は、それそれ当該各号に定めるところによ

る。

二 流通業務 総合効率化事業 二以上の者が連携して、輸送、保管、荷さばき、流通加工を行ふことによる流通業務の総合化を図る事業（当該事業の用に供する特定流通業務の整備を行う事業を含む。）であつて、物資の流通に伴う環境への負荷の低減に資するとともに、流通業務の省力化を伴うものをいう。

### 三 特定流通業務施設 流通業務施設（トラックターミナル、卸売市場、倉庫又は上屋をいう。）であつて、高速自動車国道、鉄道の貨物駅、港湾、漁港、空港その他の物資の流通を結節する機能を有する社会資本等の近傍に立地し、物資の搬入及び搬出の円滑化を図るために情報処理システムその他の輸送の合理化を図るための設備並びに流通加工の用に供する設備を有するものをいう。

クターミナル、卸売市場、倉庫又は上屋をいう。）であつて、高速自動車国道、鉄道の貨物駅、港湾、漁港、空港その他の物資の流通を結節する機能を有する社会資本等の近傍に立地し、物資の搬入及び搬出の円滑化を図るために情報処理システムその他の輸送の合理化を図るための設備並びに流通加工の用に供する設備を有するものをいう。

立地し、物資の搬入及び搬出の円滑化を図るために情報処理システムその他の輸送の合理化を図るための設備並びに流通加工の用に供する設備を有するものをいう。

### 十五 トラックターミナル事業 自動車ターミナル法（昭和三十四年法律第二百三十六号）によるトラックターミナル事業をいう。

十六 倉庫業 倉庫業法（昭和三十一年法律第二百二十一号）第二条第二項の倉庫業をいう。

十七 中小企業者 次のいずれかに該当する者をいう。

イ 資本金の額又は出資の総額が三億円以下

の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、製造業、建設業、運輸業その他の業種（口から

二までに掲げる業種及びホーの政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

（ホーの政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

### 十六 第二章 基本方針

第三条 主務大臣は、流通業務総合効率化事業の実施に関する事項は、次のとおりとする。

一 流通業務の総合化及び効率化の意義及び目標に関する事項

二 流通業務総合効率化事業の内容に関する事項

三 流通業務総合効率化事業の実施方法に関する事項

四 港湾流通拠点地区に関する事項

五 中小企業者が実施する流通業務総合効率化事業の実施に関する事項

六 その他流通業務総合効率化事業の実施に関する事項

七 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、環境大臣に協議するとともに、前項第五号に係る部分については中小企業（ホーの政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むものの

資本金の額又は出資の総額が五千五百万円以下の人以下の会社及び個人であつて、サービス業（ホーの政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

（ホーの政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

### 十七 第三章 総合効率化計画の認定等

第四条 流通業務総合効率化事業を実施しようとする者（当該流通業務総合効率化事業を実施する法人を設立しようとする者を含む。以下「総合効率化事業者」という。）は、共同して、その総合効率化事業者（以下「総合効率化事業者」という。）という。）は、共同して、その実施しようとする流通業務総合効率化事業についての計画（以下「総合効率化計画」といいう。）を作成し、これを主務大臣に提出して、その総合効率化計画が適当である旨の認定を受けることができる。

2 総合効率化計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 流通業務総合効率化事業の目標

二 流通業務総合効率化計画の内容

三 流通業務総合効率化事業の実施時期

四 流通業務総合効率化事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

五 流通業務総合効率化事業に係る貨物利用運送事業法第十一条（同法第三十四条第一項において準用する場合を含む。）又は鉄道事業



告示があつた日から一定期間を経過したものその他、他の国土交通省令で定めるものを除く。)のうち、貨物取扱量、港湾施設(港湾法第二条第五項の港湾施設をいう。)の整備の状況、土地利用の動向等を勘案し、特定流通業務施設の立地を促進するため適当と認められる地区を港湾流通拠点地区として指定することができる。

2 港湾管理者は、港湾流通拠点地区を指定したときは、遅滞なく、当該港湾流通拠点地区の区域を公示するとともに、当該区域を国土交通大臣に通知するものとする。当該区域を変更したときも、同様とする。

認定総合効率化計画に記載された事業のうち、第一種貨物利用運送事業についての貨物利用運送事業法第七条第一項の変更登録を受け、又は同条第三項若しくは同法第十四条第二項若しくは第十五条の規定による届出をしなければならないものについては、これらの規定により変更登録を受け、又は届出をしたものとみなす。認定総合効率化事業者が事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であつて政令で定められたもの又は一般社団法人（以下「組合等」といいう。）である場合にあつては、当該認定総合効率化事業者が認定総合効率化計画に従つて行うる

条第三項、第三十一条、第四十六条第四項若くは第四十八条の規定による届出をしなければならないものについては、これらの規定により認め可を受け、又は届出をしたものとみなす。

認定総合効率化事業者が組合等である場合にあつては、当該認定総合効率化事業者が認定総合効率化計画に従つて行う第二種貨物利用運送事業であつて荷主を認定総合効率化事業者たる組合等の構成員に限定して行つものについては、貨物利用運送事業法第二十六条第一項及び第二十七条（同法第三十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。

認定総合効率化事業者たる第二種貨物利用運送事業者（貨物利用運送事業法第二十条の許可を受けた者をいう。）が認定総合効率化事業者たる他の運送事業者と認定総合効率化計画に従つて同法第三十四条第一項において準用する同法第十一條に規定する運輸に関する協定を締結したときは、当該協定につき、あらかじめ、

**第十二条** 総合効率化事業者がその総合効率化計画について第四条第一項の認定を受けたときは、当該総合効率化計画に記載された事業のうち、貨物自動車運送事業についての貨物自動車運送事業法第三十六条第一項の規定による届出をしなければならないものについては、同項の規定により届出をしたものとみなす。

**第十三条** 貨物自動車運送事業を営む認定総合効率化事業者がその認定総合効率化計画の変更について第五条第一項の認定を受けたときは、当該認定総合効率化計画に記載された事業のうち、貨物自動車運送事業についての貨物自動車運送事業法第三十六条第一項後段、第三項又は第四項の規定による届出をしなければならないものについては、これらの規定により届出をしたもとのみなす。

主務大臣は、前項の申請があつた場合において、当該申請に係る計画が第四条第四項第十二号の基準に適合すると認めるときは、確認をするものとする。

送事業者（貨物利用運送事業法第二十条第一項の登録を受けた者をいう。）が認定総合効率化事業者たる他の運送事業者と認定総合効率化計画に従つて同法第十一条に規定する運輸に関する協定を締結したときは、当該協定につき、あらかじめ、同条の規定による届出をしたものとのみなす。認定総合効率化計画に従つてこれを変更したときも、同様とする。

## 第四章 流通業務総合効率化事業の促進

### （貨物利用運送事業法の特例）

許可若しくは同法第二十五条第一項若しくは第五条第三項若しくは第四十六条第四項の規定による届出をしなければならないものについては、これらの規定により許可若しくは認可を受け、又は届出をしたものとみなす。

第二種貨物利用運送事業を営む認定総合効率化事業者がその認定総合効率化計画の変更について第五条第一項の認定を受けたときは、当該認定総合効率化計画に記載された事業のうち第二種貨物利用運送事業についての貨物利用運送事業法第二十五条第一項、第二十九条第一項若しくは第二項、第三十条第一項若しくは第四十六条第二項の認可を受け、又は同法第二十五条第一項若しくは第五条第三項若しくは第四十六条第四項の規定による届出をしなければならないものについては、これらの規定により許可若しくは認可を受け、又は届出をしたものとみなす。

化事業者がその認定総合効率化計画の変更について第五条第一項の認定を受けたときは、当該認定総合効率化計画に記載された事業のうち一般貨物自動車運送事業についての貨物自動車運送事業法第九条第一項、第三十条第一項若しくは第二項若しくは第三十一条第一項の認可を受け、又は同法第九条第三項若しくは第三十二条の規定による届出をしなければならないものについては、これらの規定により認可を受け又は届出をしたものとみなす。

認定総合効率化事業者が組合等である場合にあつては、当該認定総合効率化事業者が認定総合効率化計画に従つて行う一般貨物自動車運送事業であつて荷主を認定総合効率化事業者たる

のうち、貨物運送一般旅客定期航路事業についての海上運送法第十一條第一項若しくは第十八条第一項、第二項若しくは第四項の認可を受け、又は同法第十一條第三項若しくは第十六条第一項若しくは第二項の規定による届出をしなければならないものについては、これらの規定により認可を受け、又は届出をしたものとみなす。

(鉄道事業法の特例)

<p><b>第十三条</b> 総合効率化事業者がその総合効率化計画について第四条第一項の認定を受けたときは、該当する組合等の構成員に限定して行うものについては、貨物自動車運送事業法第十一条第一項及び第十二条の規定は、適用しない。</p> <p><b>第十四条</b> 総合効率化事業者がその総合効率化計画について第四条第一項の認定を受けたときは、当該総合効率化計画に記載された事業のうち、貨物自動車運送事業法第三十六条第一項の規定による届出をしなければならないものについては、同項の規定により届出をしたものとみなす。</p> <p><b>第十五条</b> 貨物自動車運送事業を営む認定総合効率化事業者がその認定総合効率化計画の変更について第五条第一項の認定を受けたときは、当該認定総合効率化計画に記載された事業のうち、貨物自動車運送事業についての貨物自動車運送事業法第三十六条第一項後段、第三項又は第四項の規定による届出をしなければならないものについては、これらの規定により届出をしたものとみなす。</p> <p>(海上運送法の特例)</p> <p><b>第十六条</b> 総合効率化事業者がその総合効率化計画について第四条第一項の認定を受けたときは、当該総合効率化計画に記載された事業のうち、貨物運送一般旅客定期航路事業についての海上運送法第三条第一項の許可若しくは同法第十一一条第一項の認可を受け、又は同条第三項の規定による届出をしなければならないものについては、これらの規定により許可若しくは認可を受け、又は届出をしたものとみなす。</p> <p>貨物運送一般旅客定期航路事業を営む認定総合効率化事業者がその認定総合効率化計画の変更について第五条第一項の認定を受けたときは、当該認定総合効率化計画に記載された事業のうち、貨物運送一般旅客定期航路事業についての海上運送法第十一一条第一項若しくは第十八条第一項、第二項若しくは第四項の認可を受け、又は同法第十一一条第三項若しくは第十六条第一項若しくは第二項の規定による届出をしなければならないものについては、これらの規定により認可を受け、又は届出をしたものとみなす。</p> <p>(鉄道事業法の特例)</p>
---

2 貨物鉄道事業を営む認定総合効率化事業者が受け、又は同条第三項の規定による届出をしなければならないものについては、これらの規定により許可若しくは認可を受け、又は届出をしたものとみなす。

3 第一項の認定を受けたときは、当該認定総合効率化計画に記載された事業のうち、貨物鉄道事業についての鉄道事業法第七条第一項、第二十六条第一項若しくは第二項若しくは第二十七条第一項の認可を受け、又は同法第七条第三項、第二十八条第一項若しくは第二十八条の二第六項の規定による届出をしなければならないものについては、これらの規定により認可を受け、又は届出をしたものとみなす。

(自動車ターミナル法の特例)

4 第十四条 総合効率化事業者がその総合効率化計画について第四条第一項の認定を受けたときは、当該総合効率化計画に記載された事業のうち、貨物軌道事業についての軌道法第三条の特許を受けなければならないものについては、同条の規定により特許を受けたものとみなす。

5 貨物軌道事業を営む認定総合効率化事業者がその認定総合効率化計画の変更について第五条第一項の認定を受けたときは、当該認定総合効率化計画に記載された事業のうち、貨物軌道事業についての軌道法第十五条、第十六条第一項(軌道の譲渡に係る部分に限る)若しくは第二十二条第一項の認可又は同法第二十二条若しくは同法第二十六条において準用する鉄道事業法第二十七条第一項の認可を受けなければならないものについては、これらの規定により許可又は認可を受けたものとみなす。

(自動車ターミナル法の特例)

2 を受け、又は同条第三項の規定による届出をしなければならないものについては、これらの規定により許可若しくは認可を受け、又は届出をしたものとみなす。

貨物鉄道事業を営む認定総合効率化事業者がその認定総合効率化計画の変更について第五条第一項の認定を受けたときは、当該認定総合効率化計画に記載された事業のうち、貨物鉄道事業についての鉄道事業法第七条第一項、第二十六条第一項若しくは第二項若しくは第二十七条第一項の認可を受け、又は同法第七条第三項、第二十八条第一項若しくは第二十八条の二第六項の規定による届出をしなければならないものについては、これらの規定により認可を受け、又は届出をしたものとみなす。

ターミナル法第三条若しくは第十一条第一項の許可を受け、又は同法第十条若しくは第十一条第三項の規定による届出をしなければならないものについては、これらの規定により許可を受け、又は届出をしたものとみなす。

トランクターミナル事業を営む認定総合効率化事業者がその認定総合効率化計画の変更について第五条第一項の認定を受けたときは、当該認定総合効率化計画に記載された事業のうち、トラックターミナル事業についての自動車ターミナル法第十一条第一項の許可若しくは同法第十二条第一項若しくは第二項の認可を受け、又は同法第十条、第十一条第三項、第十二条第五項若しくは第十三条の規定による届出をしなければならないものについては、これらの規定により許可若しくは認可を受け、又は届出をしたものとみなす。

**（倉庫業法の特例）**

第一不動産の総合効率化計画についての認定を受けたときは、当該総合効率化計画に記載された事業のうち、倉庫業についての倉庫業法第三条の登録若しくは同法第七条第一項の変更登録を受け、又は同条第三項の規定による届出をしなければな

録若しくは変更登録を受け、又は届出をしたもののヒミなす。

2 倉庫業を営む認定総合効率化事業者がその認定総合効率化計画の変更について第五条第一項の認定を受けたときは、当該認定総合効率化計画に記載された事業のうち、倉庫業についての

倉庫業法第七条第一項の変更登録若しくは同法第十八条第一項の認可を受け、又は同法第七条第三項、第十九条第一項若し第十二条第一項第三項、第十三条第一項若し第十四条第一項第三項に該する場合は、

くは第二十条第一項の規定による届出をしなければならないものについては、これらの規定により変更登録若しくは認可を受け、又は届出をしりつゝみなす。

3 じ認定のとみなれ  
認定総合効率化事業者が組合等である場合に  
あつては、当該認定総合効率化事業者が認定総  
合効率化計画に從つて行う倉庫業であつて利用

合会等の組織による一括取扱いの制度等は、構成員を認定総合効率化事業者たる組合等の構成員に限定して行うものについては、倉庫業法第八条第一項及び第九条の規定は、適用しない。

(港湾法の特例)  
第十七条 総合効率化事業者がその総合効率化計画（第四条第三項各号に掲げる事項が記載され

第一項 第三条	第一項 第三条
が保険額合計が 保険額合計が 保険額合計が	保険化の促進に関する法律(平成十七年法律第八十五号)第十八条第一項に規定する流通業務総合効率化関連保証(以下「流通業務総合効率化関連保証」という。)に係る保険関係の保険額の合計額とその他の保険関係の保険額の合計額とがそ れぞれ
がそれぞれ 保険額合計が 保険額合計が 保険額合計が	流通業務総合効率化関連保証に係る保険関係の保険額の合計額とその他の保険 関係の保険額の合計額とがそ れぞれ

第一項		第三条の二第二項及三項及び第三条の三	
第二項	第一条の三うち	当該債務者	当該債務者
普通保険の保険関係であつて、流通業務総合効率化関連保証及びその他の保証ごとに、それぞれ当該借入金の額のうち	流通業務総合効率化関連保証及びその他の保証ごとに、それぞれ当該借入金の額のうち	当該債務者	当該債務者
効率化関連保証に係るものについての中小企業信用保険法第三条第二項及び第五条の規定の適用については、同法第三条第二項中「百分の七十」とあり、及び同法第五条中「百分の七十（無担保保険、特別小口保険、流動資産担保保険、公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険、新事業開拓保険、事業再生保険及び特定社債保険にあつては、百分の八十）」とあるのは、「百分の八十」とする。	効率化関連保証に係るものについての中小企業信用保険法第三条第二項及び第五条の規定の適用については、同法第三条第二項中「百分の七十」とあり、及び同法第五条中「百分の七十（無担保保険、特別小口保険、流動資産担保保険、公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険、新事業開拓保険、事業再生保険及び特定社債保険にあつては、百分の八十）」とあるのは、「百分の八十」とする。	当該債務者	当該債務者

使により発行され、又は移転された株式を含む。)の保有。	前項第一号の規定による株式の引受け及び該引受けに係る株式の保有並びに同項第二号の規定による株式、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを除く。)又は新株予約権付社債等の引受け及び当該引受けに係る株式、新株予約権(その行使により発行され、又は移転された株式を含む。)又は新株予約権付社債等(新株予約権付社債等に付された新株予約権の行使により発行され、又は移転された株式を含む。)の保有は、中小企業投資育成株式会社法の適用については、それぞれ同法第五条第一項(食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律の特例)。
務げる業号に掲げる業務	第一項第一号に掲げる業務及び流通業務の総合化及び効率化の促進にかかる業務
第十九条第一項第一号に掲げる業務	前条第一号に掲げる業務及び流通業務の総合化及び効率化の促進にかかる法律(平成十七年法律第八十五号。以下「流通業務総合効率化促進法」という。)第一条第一項第一号に掲げる業務
第十九条第一項第一号に掲げる業務	前条第一号に掲げる業務及び流通業務の総合化及び効率化の促進にかかる法律(平成十七年法律第八十五号。以下「流通業務総合効率化促進法」という。)第二十条第一項第一号に掲げる業務

第十七条各号に掲げる業務	第十七条各号に掲げる業務
又は流通業務総合効率化促進法第二十条第一項各号に掲げる業務	又は流通業務総合効率化促進法第二十条第一項各号に掲げる業務
第三条第三項第一号に掲げる業務	第三条第三項第一号に掲げる業務
第五条第一項第一号に掲げる業務	第五条第一項第一号に掲げる業務
第一条第一項第一号に掲げる業務	第一条第一項第一号に掲げる業務

(工場立地法による事務の実施についての配慮)	第二十二条 国の行政機関の長又は都道府県知事は、特定認定総合効率化事業についての工場立地法(昭和三十四年法律第二十四号)に規定する事務の実施に当たっては、当該特定認定総合効率化事業の実施が環境への負荷の低減に資することに鑑み、当該特定認定総合効率化事業の用に供する特定流通業務施設の整備が円滑に行われるよう適切な配慮をするものとする。(資金の確保)
第二十三条 国及び都道府県は、認定総合効率化事業に必要な資金の確保又はその融通のあつせんに努めるものとする。	前項の措置を講ずるに当たっては、中小企業者に対する特別の配慮をするものとする。(関係者の協力)
第二十四条 認定総合効率化事業者の取引の相手方その他の関係者は、当該認定総合効率化事業の円滑な実施に協力するよう努めなければならない。(国及び地方公共団体の措置)	2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に對して同項の刑を科する。
第二十五条 国及び都道府県は、流通業務の総合化及び効率化を促進するため、情報の提供、人材の養成その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。	2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、前項の違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に處する。
第五章 雜則	附 則 抄

(施行期日)	第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
(中小企業流通業務効率化促進法の廃止)	第二条 中小企業流通業務効率化促進法(平成四年法律第六十五号)は、廃止する。
第三条 前条の規定による廃止前の中小企業流通業務効率化促進法第四条第一項の認定を受けた事業協同組合等に関する計画の変更の認定及び認定の取消し、流通業務効率化関連保証についての中小企業信用保険法の特例、中小企業投資育成株式会社法の特例、貨物利用運送事業法の特例、貨物自動車運送事業法の特例並びに報告の徴収については、なお従前の例による。(経過措置)	第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
第四条 この法律の施行前にした附則第二条の規定による廃止前の中小企業流通業務効率化促進法第十八条に該当する違反行為及び前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした同法第十八条に該当する違反行為に対する罰則の適用について(罰則に関する経過措置)	第二条 中小企業流通業務効率化促進法(平成四年法律第六十五号)は、廃止する。
第五条 政府は、この法律の施行後適當な時期において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。(検討)	第三十条 第二十六条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、三十万円以下の罰金に處する。



の規定（総合特別区域法 平成二十三年法律第八十一号）第十九条の三の改正規定（第八条第一項）を「第六条」に改める部分に限る。」を除く。）、附則第二十七条及び第二十八条の規定、附則第二十九条の規定（文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律（令和二年法律第十八号）第八条第二項の改正規定（第二十三条）を「第二十一条の五」に改める部分に限る）を除く。）並びに附則第三十条及び第三十一条の規定（公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日）

**附 則（令和六年五月一五日法律第二三号）抄**

**（施行期日）**

**第一条** この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律第四条第三項第一号の改正規定及び附則第七条の規定（公布の日）

二 第一条中流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律第二十条の二第一項第一号の改正規定並びに附則第六条の規定及び附則第十三条中独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成十四年法律第百八十号）第十五条第一項の改正規定（「貸付け」を「出資の決定及び貸付け」に改める部分に限る。）公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日

三 及び四 略

五 第二条及び第五条の規定（公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日）

**（罰則に関する経過措置）**

**第六条** この法律（附則第一条第二号に掲げる規定については、当該規定）の施行前にした行為及び附則第三条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

**第七条** この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。